

亀山市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第16号

亀山市公印規則の一部を改正する規則

亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第8条 公印を使用する必要があるときは、押印を必要とする文書に決裁を終えた起案文書（以下「原議書」という。）を<u>提示</u>し、公印管理者（前条第2項に規定する公印取扱者を含める。以下この条の「公印管理者」において同じ。）の審査を受けなければならない。</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第8条 公印を使用する必要があるときは、押印を必要とする文書に決裁を終えた起案文書（以下「原議書」という。）を<u>添え</u>、公印管理者（前条第2項に規定する公印取扱者を含める。以下この条の「公印管理者」において同じ。）の審査を受けなければならない。</p> <p>[2～4 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。